

# 介護保険相談センターびさい 料金表

令和6年4月現在

(介護保険で全額負担しますので自己負担はありません。)

## 1.基本利用料金

要介護1～2 1,086単位/月

要介護3～5 1,411単位/月

基本料は事業所の担当件数により金額が変わる場合があります。

## 2. 加算料金

初回加算	300単位	新規に計画書を作成する場合や要介護認定が2区分以上変更があった場合
特定事業所加算 II	421単位	事業所評価の加算 主任ケアマネ配置、常勤介護支援専門員3名以上、定期的な会議、24時間連絡体制、研修計画の実施、包括からの依頼受け入れ、法廷研修等における実習受け入れ事業所になるなど人材育成への協力体制の整備、減算適用を受けていない等が条件
入院時情報連携加算 加算 I	250単位	入院時医療機関に入院した日のうちに情報提供をした場合
加算 II	200単位	入院時医療機関に入院した日の翌日又は翌々日に情報提供をした場合
退院退所加算		入院・入所中に退院・退所に向けて病院等と連携を行い、必要なサービス調整を行った場合
加算 Iイ	450単位	カンファレンス以外の方法で1回情報提供を受けている
加算 Iロ	600単位	カンファレンスにより1回情報提供を受けている
加算 IIイ	600単位	カンファレンス以外の方法で2回情報提供を受けている
加算 IIロ	750単位	情報提供を2回受けており1回以上はカンファレンスによる
加算 III	900単位	情報提供を3回受けており1回以上はカンファレンスによる
緊急等居宅カンファレ	200単位 ×2回/月	病院の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じてサービス利用調整を行った場合
ターミナルケアマネ ジメント加算	400単位	在宅で亡くなられた場合において、日および死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、利用者の心身状況等を記録し、主治医や居宅サービス事業所に提供した場合。
通院時情報連携加算	50単位/月	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行なった場合

※厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の公示上の額）によるものとし、一宮市は地域区分が

「6級地」であるため、上記1.2.の表の単位数に10.42円を乗じた金額となります。